

議第 6 9 号

呉市職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
呉市職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例

(呉市職員の分限に関する条例の一部改正)

第 1 条 呉市職員の分限に関する条例 (昭和 2 6 年呉市条例第 6 8 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(失職の例外)</p> <p>第 6 条 任命権者は、<u>法第 1 6 条第 2 号</u>に該当するに至った職員のうち、その罪が業務上の過失によるものであり、かつ、刑の執行を猶予された者については、情状により特にその職を失わないものとするができる。</p> <p>2 略</p>	<p>(失職の例外)</p> <p>第 6 条 任命権者は、<u>法第 1 6 条第 1 号</u>に該当するに至った職員のうち、その罪が業務上の過失によるものであり、かつ、刑の執行を猶予された者については、情状により特にその職を失わないものとするができる。</p> <p>2 略</p>

(呉市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 2 条 呉市職員の給与に関する条例 (昭和 2 7 年呉市条例第 1 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第 1 4 条の 4 期末手当は、6 月 1 日及び 1 2 月 1 日 (以下この条から第 1 4 条の 4 の 3 までにおいてこれらの日を「基準日」という。) にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日から起算して 3 0 日を超えない範囲内において規則で定める日 (次条及び第 1 4 条の 4 の 3 においてこれらの日を「支給日」という。) に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、<u>若しくは地方公務員法第 1 6 条第 1 号に該当して同法第 2 8 条第 4 項の規定により失職し</u>、又は死亡した職員 (第 1 6 条第 6 項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。) についても、同様とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 1 4 条の 4 期末手当は、6 月 1 日及び 1 2 月 1 日 (以下この条から第 1 4 条の 4 の 3 までにおいてこれらの日を「基準日」という。) にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日から起算して 3 0 日を超えない範囲内において規則で定める日 (次条及び第 1 4 条の 4 の 3 においてこれらの日を「支給日」という。) に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、又は死亡した職員 (第 1 6 条第 6 項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。) についても、同様とする。</p>

2・3 略

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5・6 略

第14条の4の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) 略

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員（同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）

(3)・(4) 略
(勤勉手当)

第14条の5 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の勤務期間及び勤務成績に応じて、それぞれ基準日（勤務成績が特に優秀と認められる場合の当該判定部分に係る額については、その判定をした日）から起算して30日を超えない範囲内において規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2～4 略

(退職者の給与)

第16条 略

2・3 略

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5・6 略

第14条の4の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) 略

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員

(3)・(4) 略
(勤勉手当)

第14条の5 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の勤務期間及び勤務成績に応じて、それぞれ基準日（勤務成績が特に優秀と認められる場合の当該判定部分に係る額については、その判定をした日）から起算して30日を超えない範囲内において規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2～4 略

(退職者の給与)

第16条 略

2～5 略	2～5 略
6 第2項及び第3項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第14条の4第1項に規定する基準日前1月以内に退職し、 <u>若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し</u> 、又は死亡したときは、同項の規定により規則で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。	6 第2項及び第3項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第14条の4第1項に規定する基準日前1月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により規則で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。
7 第5項に規定する職員が、同項に規定する期間内で第14条の4第1項及び第14条の5第1項に規定する基準日前1月以内に退職し、 <u>若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し</u> 、又は死亡したときは、第14条の4第1項及び第14条の5第1項の規定により規則で定める日に、第5項の例による額の期末手当及び勤勉手当を支給することができる。	7 第5項に規定する職員が、同項に規定する期間内で第14条の4第1項及び第14条の5第1項に規定する基準日前1月以内に退職し、又は死亡したときは、第14条の4第1項及び第14条の5第1項の規定により規則で定める日に、第5項の例による額の期末手当及び勤勉手当を支給することができる。
8 略	8 略

(呉市旅費条例の一部改正)

第3条 呉市旅費条例(昭和26年呉市条例第94号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(退職者等の旅費) 第18条 職員が出張中に退職(免職を含む。)、失職又は休職(以下「退職等」という。)となつた場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。)は退職等となつた日にいた地から退職等となつたことを知つた日にいた地まで及び退職等となつたことを知つた日にいた地から本市までの前職務相当の旅費を支給する。ただし、職員が地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条第2号から第5号まで若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又	(退職者等の旅費) 第18条 職員が出張中に退職(免職を含む。)、失職又は休職(以下「退職等」という。)となつた場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。)は退職等となつた日にいた地から退職等となつたことを知つた日にいた地まで及び退職等となつたことを知つた日にいた地から本市までの前職務相当の旅費を支給する。ただし、職員が地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる

はこれらに準ずる事由により退職等となつた場合の旅費は、必要と認められる旅行のために要する実費相当額とする。

事由により退職等となつた場合の旅費は、必要と認められる旅行のために要する実費相当額とする。

(呉市職員退職手当支給条例の一部改正)

第4条 呉市職員退職手当支給条例(昭和38年呉市条例第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第16条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行つた非違の内容及び程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定により失職(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)をした者又はこれに準ずる退職をした者</p> <p>2・3 略</p>	<p>(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第16条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行つた非違の内容及び程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定により失職をした者又はこれに準ずる退職をした者</p> <p>2・3 略</p>

付 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

(提案理由)

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律による地方公務員法の一部改正に伴い、所要の規定の整理をするため、この条例案を提出する。